

発議第2号

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書案

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣及び警察庁長官宛て提出するものとする。

平成25年9月30日提出

提出者 和歌山市議会議員

芝本和己

北野均

岩井弘次

永野裕久

## 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書案

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場を提供し得なかったということが指摘されている。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の進展とともに新しい有害環境の出現も指摘されている。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったがゆえの結果と言わざるを得ない。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきたが、今日では、その限界性が指摘されている。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備である。

特に、「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

よって、政府及び国においては、以上の内容を踏まえた、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。